

日進北部地区の市街化編入に伴う生産緑地地区の追加指定について

(R1.8 都市計画課)

1 概要

日進北部地区の市街化区域への編入に伴い、生産緑地地区の追加指定を行うものです。

なお、追加指定の対象は、今後も営農の継続を希望する農地等の所有者から生産緑地地区への指定意向申出のあった土地のうち、面積等の指定要件を満たし、かつ指定について農地等の所有者の同意のあった3名4筆分、計1,946㎡となります。

2 経緯

H30/10/20	日進北部地区農地等所有者むけ説明会（対象者91名うち出席者32名）
H30/10/20～H31/1/8	指定意向申出書受付（8名12筆意向申出あり）
H31/1/15	審査結果通知（4名5筆指定要件あり）
H31/1/15～3/22	同意書受付（3名4筆同意書提出あり）
H31/3/29	日進北部地区の市街化区域編入告示
H31/4/1	結果通知（3名4筆。33-1団地：1,255㎡、33-2団地：691㎡）
R1/6/4	愛知県都市計画課下協議

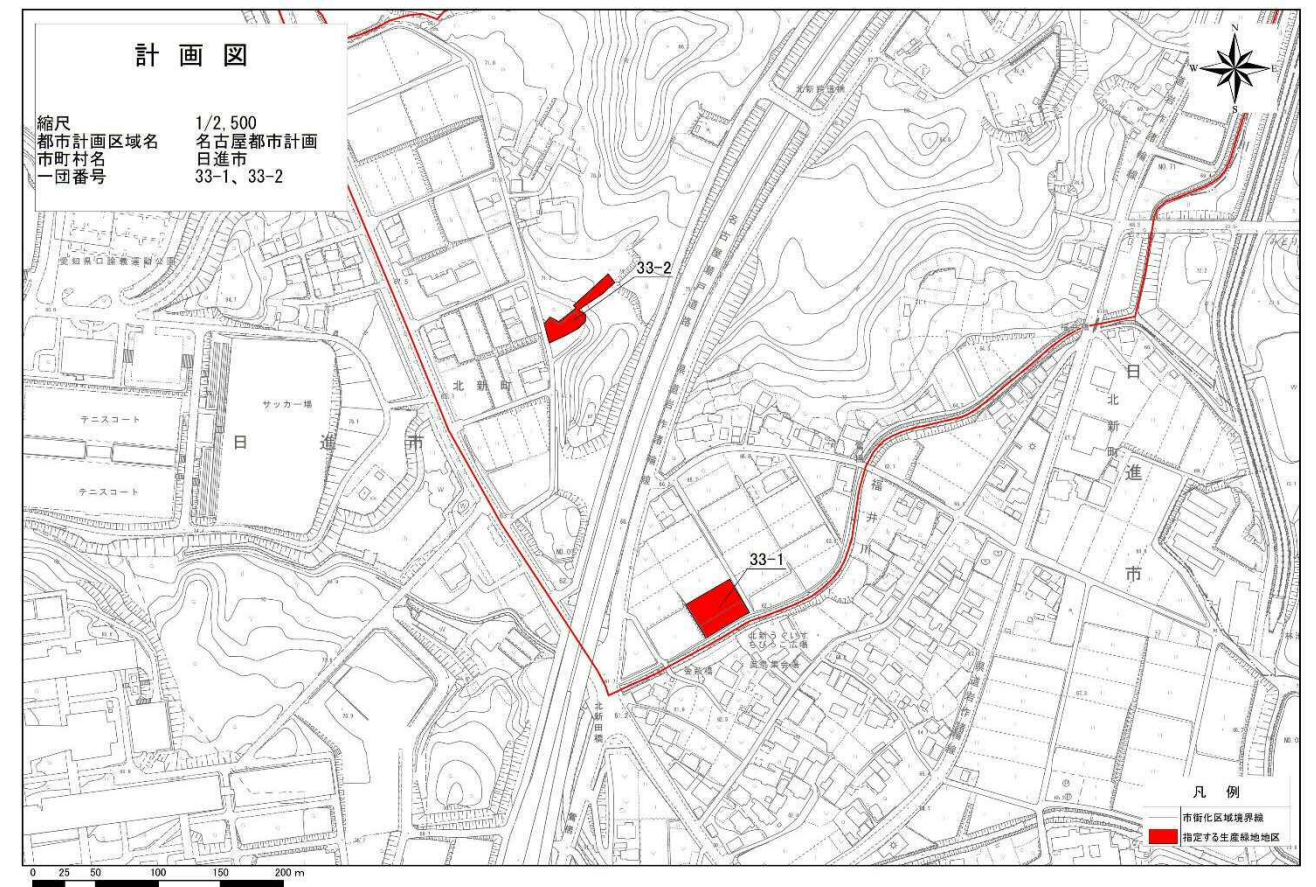
3 今後の想定スケジュール

R1/6/19	土地利用会議
R1/7/4	都市計画法第16条に基づく説明会 （市役所南庁舎第5会議室・参加者3名）
R1/8/2	日進市都市計画審議会（本日）
R1/8	愛知県との事前協議
R1/10	都市計画法第17条に基づく縦覧
R1/11	日進市都市計画審議会による審議
R1/11～12	愛知県知事協議
R1/12 末目標	都市計画変更告示

※ 日進北部地区の追加指定とあわせ、買取申出に伴う制限解除が行われたもの、公共施設の敷地となったもの、地積更正があったもの及び面積要件を満たさなくなったもの等について一部区域の変更を行います。

（全体の変更前：約27.6ha・171団地 ⇒ 変更後：約26.4ha・169団地）

4 計画図



5 現況の航空写真

